

人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月30日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第14号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表 人事異動用語表（第6条関係）		別表 人事異動用語表（第6条関係）	
人事異動の種類	意 味	人事異動の種類	意 味
1～6 略		1～6 略	
7 昇任	職員を法令その他の規程により公の名称（職務の級、組織上の地位、警察官の階級等をいう。以下同じ。）が与えられている職でその現に有するものより上位のものに任命する場合をいう。	7 昇任	職員を法令その他の規程により公の名称（職務の級、組織上の地位、警察官の階級等をいう。）が与えられている職でその現に有するものより上位のものに任命する場合をいう。
8 降任	職員を法令その他の規程により公の名称が与えられている職でその現に有するものより下位のものに任命する場合をいう。	8 降任	法第28条第1項の規定により職員を現に有している職員の職より下位の職に任命する場合をいう。
9～61 略		9～61 略	

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。